

国住昇第19号  
平成24年3月6日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長

昇降機、遊戯施設に係る事故防止のための対応の運用について

「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」（平成20年4月11日付国住指第192号）における事故情報等の収集等については、「建築物等に係る事故防止のための対応等の運用について」（平成20年4月16日付事務連絡。以下「20年事務連絡」という。）により、運用しているところですが、昇降機及び遊戯施設（以下「昇降機等」という。）について、最近の事故事例等を踏まえ、20年事務連絡における国土交通省への情報提供の対象となる事故の範囲について、昇降機等に係る事故の対応の明確化を図ることとしますので、下記のとおり対応方よろしくをお願いします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知いただくようお願いします。

記

1. 国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故の範囲について

国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故の範囲については、次のとおりといたします。

○人身事故（利用者（消費者、従業員）<sup>\*1</sup>及び保守管理中の作業員の次の事故を対象とし、据え付け等の建設作業中の事故は含まない）

・死亡、重傷（治療期間が30日以上であると見込まれるもの）

・その他の人身事故<sup>\*2</sup>で機器の異常等が原因である可能性のある事故

○上記以外の人身事故<sup>\*2</sup>で、報道が複数回又は広範囲にわたってされるなど、社会的影響が大きいと認められるもの

2. 国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故以外の事故・不具合の範囲について

国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故以外の事故・不具合の範囲については利用者に重大な被害を及ぼすおそれのあるものについて行うこととし、具体的には下表の事故・不具合<sup>\*3</sup>といたします。

エレベーター	エスカレーター	遊戯施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸開走行</li> <li>・着床階以外の階での戸開き</li> <li>・高速突き上げ、突き下げ</li> <li>・主要な支持部分の破壊</li> <li>・火災※<sup>4</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逆走行</li> <li>・駆動チェーン、踏み段チェーン、主要な支持部分の破壊</li> <li>・停止不能</li> <li>・火災※<sup>4</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な支持部分、身体保持装置（シートベルト等）、連結装置の破壊</li> <li>・逆走行</li> <li>・制動装置、追突防止装置等の安全装置の異常</li> <li>・部材の脱落</li> <li>・火災※<sup>4</sup></li> </ul>

### 3. その他

上記1又は2に該当しない場合でも、国土交通省から、事故の状況等について情報提供いただくようお願いする場合がありますので、その際にはあわせて対応方よろしくお願ひします。

※1. 遊戯施設については、乗客の他に遊戯施設の周囲にいる者を含む。

※2. 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの（当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。）

※3. 通常の点検により把握し、補修された不具合は除く。

※4. 機器の異常等が原因であるものに限る。